

ID: 0435

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	観覧料の徴収																												
例 規 名 根 拠 条 項	長門市村田清風記念館条例 第6条																												
例 規 番 号	平成17年条例第170号																												
【根拠条文】 (観覧料) 第 6 条 記念館が展示する遺品等及び民俗資料を観覧しようとする者は、別表に掲げる基準額に相当する額の観覧料を納入しなければならない。 別表(第 6 条、第 7 条、第 16 条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th><th>基準額 (円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">観覧料</td><td rowspan="2">個人 (1 人 1 回につき)</td><td>一般</td><td>200</td></tr> <tr> <td>高校生以下の者</td><td>100</td></tr> <tr> <td rowspan="2">団体 (1 人 1 回につき)</td><td>一般</td><td>160</td></tr> <tr> <td>高校生以下の者</td><td>80</td></tr> <tr> <td rowspan="2">共通券 (1 人 1 回につき)</td><td>一般</td><td>700</td></tr> <tr> <td>高校生以下の者</td><td>300</td></tr> <tr> <td>研究室使用料</td><td>1 時間につき</td><td>300</td></tr> <tr> <td>研究室冷暖房使用料</td><td>1 時間につき</td><td>50</td></tr> </tbody> </table> 備考 1 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1 時間として計算する。 2 未就学児は、無料とする。 3 長門市民は、無料とする。 4 団体とは、20 人以上のものをいう。 5 共通券（個人がくじら資料館入館料、金子みすゞ記念館入館料、村田清風記念館観覧料及び香月泰男美術館常設展示観覧料を同時に支払う場合をいう。）は、当該共通券で 1 回限り全施設に入場し、観覧することができる。				区分			基準額 (円)	観覧料	個人 (1 人 1 回につき)	一般	200	高校生以下の者	100	団体 (1 人 1 回につき)	一般	160	高校生以下の者	80	共通券 (1 人 1 回につき)	一般	700	高校生以下の者	300	研究室使用料	1 時間につき	300	研究室冷暖房使用料	1 時間につき	50
区分			基準額 (円)																										
観覧料	個人 (1 人 1 回につき)	一般	200																										
		高校生以下の者	100																										
	団体 (1 人 1 回につき)	一般	160																										
		高校生以下の者	80																										
	共通券 (1 人 1 回につき)	一般	700																										
		高校生以下の者	300																										
研究室使用料	1 時間につき	300																											
研究室冷暖房使用料	1 時間につき	50																											
【基準】 根拠条文に同じ。																													
備考	指定管理者制度による利用料金制を導入しているため、適用なし																												
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和 2 年 12 月 28 日																										